

議会全員協議会会議次第

令和2年3月23日 午後1時00分～
松川町役場 協議会室
全員協議会に関する規定、当会議の公開 有無

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

- | | | |
|---------------------------|------------|--------|
| (1) 自治会集会施設の整備について | [まちづくり政策課] | 資料No.1 |
| (2) 地域づくり懇談会(仮称)について | [まちづくり政策課] | 資料No.2 |
| (3) 入札制度見直しに係るスケジュールについて | [まちづくり政策課] | 資料No.3 |
| (4) デマンドタクシー実証運行の実施状況について | [まちづくり政策課] | 資料No.4 |
| (5) 「元気センター(仮称)」について | [保健福祉課] | 資料No.5 |

4. 報告事項

- | | | |
|-----------------------|------------|--------|
| (1) 職員早期退職募集要綱の制定について | [総務課] | 資料No.6 |
| (2) 個別計画の策定について | [まちづくり政策課] | 資料別冊 |
| (3) 平成30年度財務諸表について | [まちづくり政策課] | 資料No.7 |
| (4) 土地開発公社の存続について | [まちづくり政策課] | |
| (5) コスタリカスタディーツアーについて | [まちづくり政策課] | |
| (6) コンビニ収納サービスの開始について | [住民税務課] | 資料No.8 |
| (7) 生田教員住宅入札結果について | [こども課] | 資料別紙 |

5. その他

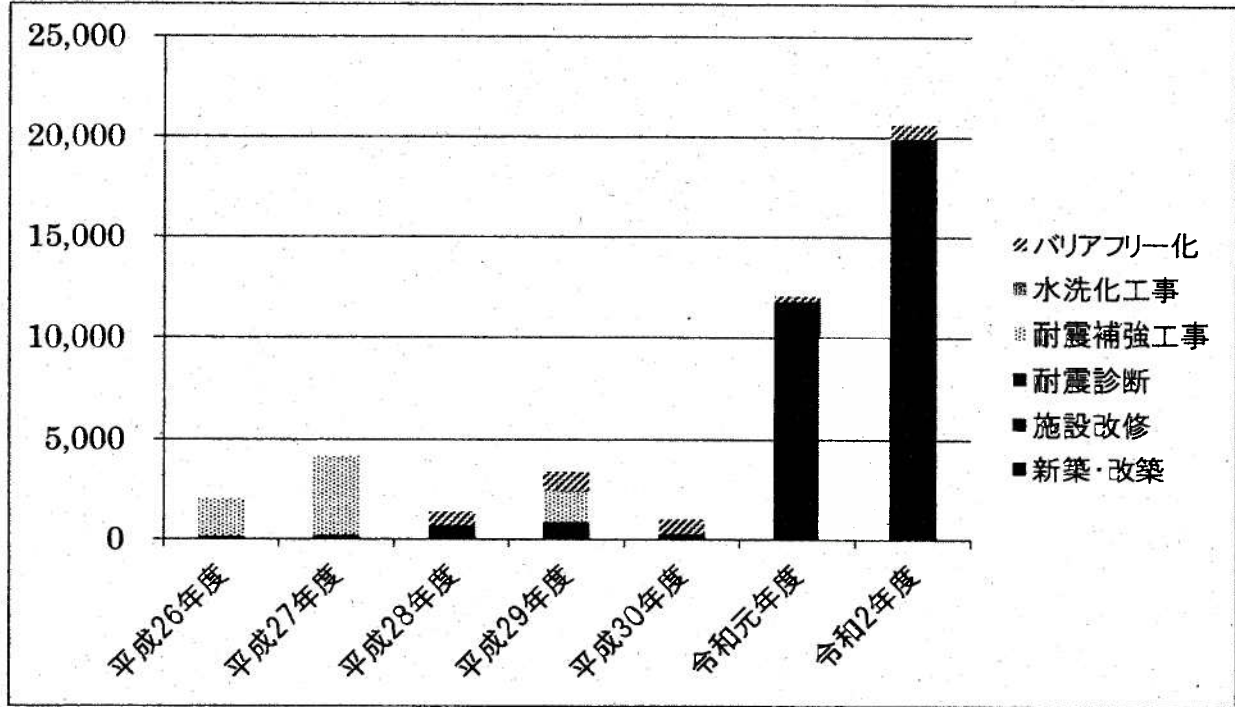
6. 閉 会

松川町自治会集会施設整備事業補助金の今後の方向性について（案）

1.現 状

(1) 自治会集会施設整事業補助金交付(予定)額の推移

(千円)



▼令和元年度、令和2年度と補助金交付(予定)額が増額となっている

☞自治会所の改築（令和元年度1件、令和2年度2件）が増額の要因となっている

(2) 自治会集会施設の改築意向調査結果

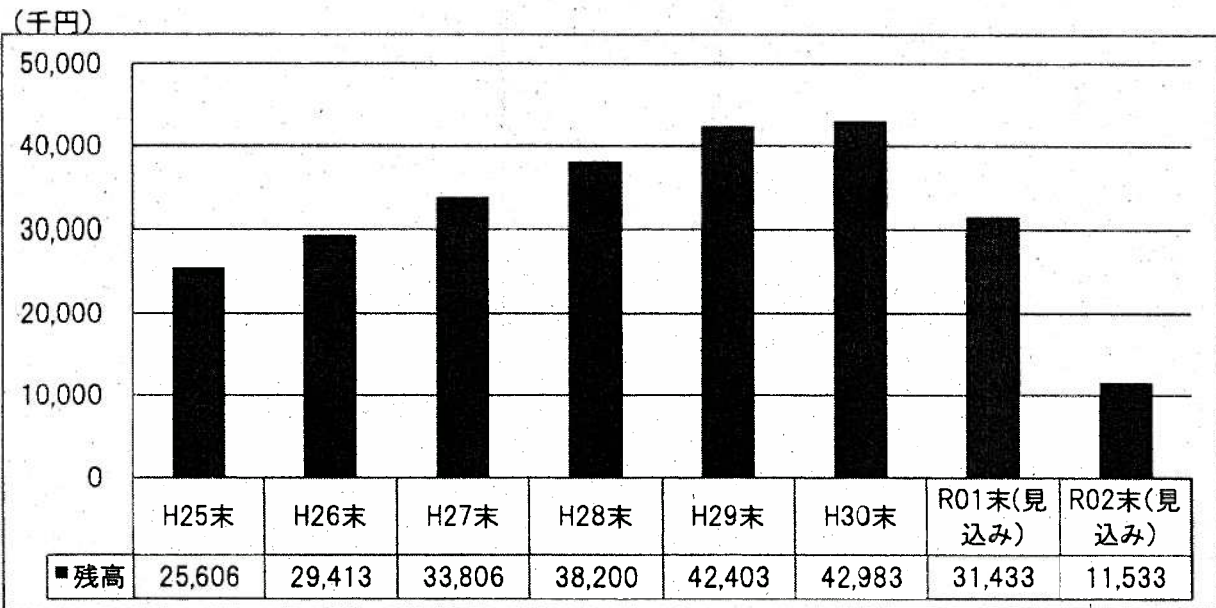
改築意向のある自治会の数

R3	R4	R5	R6	R7	改築意向あり 実施時期未定	合 計
1					5	6

(単位：件)

▼上記6件の補助事業を実施した場合、8,470万円の財源が必要

(3) 自治振興基金残高の推移



▼自治会集会施設整備事業補助金は、自治振興基金を財源としている

▼平成30年度末に42,983千円あった基金は、令和2年度末には11,533千円まで基金が減少する見込み

☞今後も集会施設の改築が見込まれる中で、補助金の財源が課題となる

2. 今後の方向性

持続可能な自治組織づくりと町の行財政運営を進める観点から、集会施設の改築について、令和3年度より次の通り運用することとしたい。

1) 基本方針

- (1) 集会施設の改築にかかる補助金の交付は、1年度に1つの自治会を原則とする
- (2) 集会施設の改築予定のある自治会は、実施する年の前年度にコミュニティ助成事業を申請することとする。
 - ※町は、自治会向けにコミュニティ助成事業の申請支援を行う
 - ※コミュニティ助成事業への申請上限は設けない(全て採択されるとは限らない)
- (3) 改築予定のある自治会で、認可地縁団体となっていない自治会については、必ず認可地縁団体の認可を受けることとする。
 - ※町は、自治会向けに認可地縁団体の申請支援を行う
- (4) 同一年度に複数の自治会から改築意向がある場合、下記の項目を考慮して選定する。
 - ① 緊急性(倒壊する恐れがある等)
 - ② 築年数
 - ③ 自治活動を促進するための機能拡充の観点(防災機能強化、コミュニティ機能強化等)
 - ④ 住民の費用負担軽減の観点(複数自治会での共同建設・利用等=あくまで、施設の共同利用をするためのもので、自治会の合併推進を意図・目的とするものではありません。)
 - ⑤ 要望書を提出した年度からの経過年数

2) 運用の開始時期

令和3年度より上記の方針で運用を行う

3)今後のスケジュール

令和2年

令和3年

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
自治会	★-----★補助金要望書(作成・提出) ☆-----☆認可地縁団体(申請・規約変更) ★-----★補助金申請書(作成・提出) 事業着手★												
町	★補助金申請者の選択・決定 コミュニティ助成事業採択結果☆ (認可地縁団体申請・規約改正等の支援(随時) 補助金申請事務の支援(随時)) 交付決定★												

[参考]

●コミュニティ助成事業（コミュニティセンター助成事業）

事業者	一般財団法人 自治総合センター
趣 旨	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業
補助率	5分の3以内（限度額 1,500万円）

●認可地縁団体（地方自治法 260 条の 2）

認可地縁団体とは	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長の認可を受けて法人格を取得した「地縁による団体」 ・良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、一定区域に住む住民の自主性により組織された団体（区、自治会等）
背景・目的	<p>以前「地縁による団体」は法律上、不動産等の資産を団体名義で登記することができなかった。</p> <p>このため、保有資産（土地・建物等）の登記を「代表者の個人名義」や「住民複数人名義」で行うほかなく、資産管理の面で、下記のような問題があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記名義人の死亡後、相続人との間で所有権をめぐるトラブル ・複数名名義で登記したが、死亡により相続人が不明になってしまうこと <p>こうした問題に対処するため、平成3年に地方自治法改正により、地縁による団体が一定の要件を満たす場合に、市町村長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができる制度（認可地縁団体制度）が導入された。</p>
松川町の現状	松川町における区会・自治会数：80（内認可地縁団体数：40）

地域づくり懇談会(仮称)について

1. 経過と背景

- (1) 平成 19 年度から開始した「まちづくり懇談会」は、行政が、直接、自治会へ出向き、町政策の説明を行うとともに、地域や町の課題・将来像について、気軽に話し合える場として開催。自治会と行政をつなぐ場としての役割を担ってきました。
- (2) しかし、近年では「形骸化」「出前講座的」というご指摘。また、今後のあり方を検討する必要があるという意見もいただいています。
- (3) 一方で、平成 28、30 年度に実施したアンケート結果から、「自治会の困り事(下記に記載)」が見えてきています。



自治会の困り事

- ▽役員が何度もまわってくる。
- ▽高齢化による担い手不足。自治会活動への参加が難しい。
- ▽今までの事業の継続すらままならない。新しいことへチャレンジできない。
⇒自治組織の加入率が低下し続けている。特にそれは「地縁型」で顕著・・・

2. 総合計画改定版のテーマは『持続可能な地域づくり』

基本方針 1 多様性を生かした自治づくり

施策大綱 1 持続可能な自治組織づくり

基本施策 1 持続可能な自治組織づくりの推進

▼自治組織の在り方の模索

- ・コミュニティ機能(=互いに支え合う機能、人と人をつなぐ機能)の活性化
- ・地縁の自治の枠をこえた、新しい自治の在り方の模索
(加入・未加入といった概念をこえた自治組織、誰もが居場所と役割をもつコミュニティ)
- ・地域で地域を支える仕組み(NPO など多様な主体との関係性構築)

3. 地域づくり懇談会(仮称)について

- (1)対 象 区及び構成自治会(令和2年度は1モデル区)
- (2)テーマ 区・自治会と町(行政)の関わりについて
⇒ 区・自治会が求める関係性 ⇒ 関係性(役割)の明確化
- (3)進め方 ①区とその地域に属する自治会長等、さらに町職員で、組織の現状や課題を出し合う。
②あわせて、地域にどんな団体や組織があり、区や自治会がどんな関わりをしているのか把握をする。
③区・自治会・町のそれぞれの機能・役割とその関係性について考える。
④①～③を踏まえながら、どうしたら持続可能な自治活動ができるか、先進地の事例も踏まえながらその仕組みづくりについて考える。

(4)スケジュール

時 期	内 容
R2 4月3日	区長自治会長会及び区長会にてアナウンス
5月	先進地視察 (地域運営組織、中間支援組織における区・自治会と行政との関わり)
6月下旬	区長会にてモデル区・自治会のモデル候補の投げかけ
7月	各区会にて検討・モデル区・自治会の決定
8月～3月	新しい仕組みづくり
R3 4月～	モデル区・自治会による新しい仕組みスタート、他区・自治会へ拡大

4. 従来の「まちづくり懇談会」で示された情報(資料)について

- ・自治会向けに実施をしてまいりましたこれまでのまちづくり懇談会は実施せず、地域づくり懇談会(仮称)へと移行します。(各種団体向けのまちづくり懇談会は引き続き実施します)
- ・「町の計画や予算、主要事業、町からのお知らせ」については、広報「まつかわ」、町のホームページでお示ししてまいります。

入札制度見直しとスケジュールについて

令和2年3月23日
まちづくり政策課

決裁

1. 経過

地方公共団体（自治体）の調達方法は、「一般競争入札」が原則となっており、例外的な取り扱いとして、「指名競争入札」や「随意契約」があります（図1）。

この方法のうち、松川町の公共工事の入札では「指名競争入札」、「随意契約」を主な調達方法として採用し、「一般競争入札」は採用してきませんでした。これは、地域経済に貢献すること、地元業者の育成、災害や除排雪など緊急時における迅速な対応の体制づくりなどを図る観点からであり、実績ある地元業者を主とした指名競争入札制度の運用により、工事等の適正な施工を図ってきました。

2. 背景

一方、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）や公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、国から地方自治体に対し公共工事に関する入札制度の見直し、改善が随時要請されてきています。当町では、これまでも要請に対して順次制度を見直してきていますが、全ての要請を満たしているという状況にまでは至っていません。

3. 見直しの理由

大きな予算を伴う公共工事の執行は、住民の皆様からの税金を大切に使うという観点からも、より公平・公正で、競争性を確保したものでなければなりません。また、現在の指名競争入札制度の主とした制度運用は、指名業者の選定基準などで疑念を生じさせる余地があり、談合等の不正行為防止の観点からも運用方法について改善を急ぐ必要があります。

そのため、地元業者の地域経済への貢献を考慮しつつも、国からの要請にもある「一般競争入札の適切な活用」という部分について、早急に改善を図る必要があります。現在町が未導入である（事後審査型）一般競争入札制度を整備し、入札及び契約の適正化を図ります。

【調達方法による長所と短所】（図1）

区分	内容	長所	短所
一般競争入札	公告によって資格を有する不特定多数の者を誘引し、競争結果のうち、最も有利な条件を提示した者を選定し、契約する方法。	○機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公平性、経済性を最も確保することができる。	●契約担当者の事務上の負担が大きく、経費の増嵩をきたす。 ●不良・不適格業者の混入する可能性が大きい。
指名競争入札	特定多数を通知によって指名し、競争結果により契約の相手方を決定し、その者と契約する方法。	○一般競争入札に比して不良・不適格業者を排除することができる。 ○一般競争入札に比して契約担当者の事務上の負担や経費の軽減を図ることができる。	●指名される者が固定化する傾向がある。 ●談合が行われる恐れがある。
随意契約	競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法。	○競争に付する手間を省略することができるので、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定することができる。 ○契約担当の事務上の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができる。	●地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば割高な価格によって行われがちである。

4. 入札・契約制度における改善の取組み（※主なもの）

- ・ダンピング対策の強化・・・最低制限価格制度の導入（平成 27 年度）
- ・談合の防止・・・工事完成保証人制度の廃止（平成 29 年度）
- ・入札等の過程に関する透明性の確保・・・ホームページにおける入札経過書の公表（令和元年度）

5. 入札制度の見直し内容（検討中）

(1) 一般競争入札・・・事後審査型一般競争入札制度を導入する。

- ① 対象工事は設計金額が一定金額（3,000 万円若しくは 5,000 万円）以上の建設工事を対象とする。
- ② 地域経済への貢献の観点から、原則入札参加を可能とする地域要件等の要件を設定し、これまでと同様に、地元事業者が受注できる機会を維持する。
- ③ 実施要領等については、近隣市町村や長野県の制度等を参考に整備していく。

(2) 指名競争入札及び随意契約・・・原則、一般競争入札に付する案件以外のものについては、これまでと同様に指名競争入札、随意契約により、処理する。ただし、指名基準の明確化や現在未整備である要綱の整備など、必要な事務処理を行う。

6. 近隣自治体における一般競争入札の運用状況

- (1) 飯田市：設計額 800 万円以上の建設工事について、一般競争入札にて実施
- (2) 高森町：設計額 5,000 万円以上の建設工事について、一般競争入札にて実施
- (3) 豊丘村：設計額 5,000 万円以上の建設工事について、一般競争入札にて実施
- (4) 飯島町：設計額 2,000 万円以上の建設工事について、一般競争入札にて実施

7. 事務処理スケジュール

内 容	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
制度案作成	→								
事業者等意見聴取						→			
パブリックコメント							→		
議会説明（随時）				→					
運用開始									→

デマンドタクシー実証運行の実施状況について

令和2年3月23日
まちづくり政策課

1. 実証運行の実施期間

令和2年1月6日（月）～令和2年6月30日（火）の6カ月間

2. 利用者状況（1月、2月）

(1) 登録者数 226人（2月末時点）

(2) 総利用者数と便別利用者数

● H30/便別フルーツバス利用者数とR2/便別デマンドタクシー利用者数の比較

（単位：人）

平成30年度フルーツバス				令和元年度デマンドタクシー				
	1月	2月	合計		1月	2月	合計	
午前3便(11:17発)	91	88	179	→	デマンド1便(11:30発)	53	71	124
午後1便(13:40発)	31	31	62	→	デマンド2便(15:00発)	30	26	56
午後2便(15:00発)	73	97	170					
合計	195	216	411		合計	83	97	180

- ・総利用者数は180名
- ・平成30年度と比較すると231人減少しています。デマンドタクシー1便の利用者数は2月に増加していますが、デマンドタクシー2便は減少しています。なお、方面別では町中心部→居住地の利用が177人、居住地→町中心部の利用は3人となっています。

(3) 1日あたりの利用者数

● 1日あたりのH30/便別フルーツバス利用者数とR2/便別デマンドタクシー利用者数の比較

（単位：人/日）

平成30年度フルーツバス				令和元年度デマンドタクシー				
	1月	2月	合計		1月	2月	合計	
午前3便(11:17発)	4.0	3.8	3.9	→	デマンド1便(11:30発)	2.4	3.1	2.8
午後1便(13:40発)	1.3	1.3	1.3	→	デマンド2便(15:00発)	1.4	1.1	1.2
午後2便(15:00発)	3.2	4.2	3.7					
合計	8.5	9.4	8.9		合計	3.8	4.2	4.0

- ・デマンドタクシーの1日あたりの利用者数は4.0人でした。平成30年度と比較すると4.9人減少しています。

注：(1)(2)の表について

※フルーツバスは、峠部奈線と中山柄山線の利用者数を合わせた数値です。

※デマンドタクシー2便は、フルーツバス午後1、2便の合計と比較しています。

3. 利用者の声

○利用者への意向調査で聞き取ったことや、事務局に寄せられた声の主なもの

- ・乗降ポイントに清流苑を追加してほしい。
- ・フルーツバスとデマンドタクシーの接続が悪く、長時間待つことになる。
- ・1便と2便の間にもう1便増やしてほしい。
- ・予約の電話をするのがわずらわしい。
- ・行きのフルーツバスの車内でデマンド1便の当日予約ができるようにしてほしい。
- ・これまで利用していた、生田循環を使っていたの主要施設間の移動ができなくなった。
- ・元のフルーツバスに戻してほしい。

4. 委託事業者(丸茂自動車)との意見交換

- ・1月は始めたばかりということもあり利用者が減っていたが、最近では徐々に慣れてきたこともあるためか、元々の利用者が戻ってきている。
- ・利用者からは「今までバスの停留所までが遠くて大変だったから、デマンドタクシーになって便利になった。助かっている。」といった声をいただいている。
- ・13時台の便がないため、生田地区への帰りが不便になったという声をいただいている。
- ・名子や新井地区の方から、生田循環を使っていたの移動ができなくなり困っているといった声をいただいている。上記の2. (2)に表れている利用者数の減少は、名子や新井地区の方たちが利用できなくなった部分が大きく表れているものと思われる。

5. 改善が必要と考えられる課題

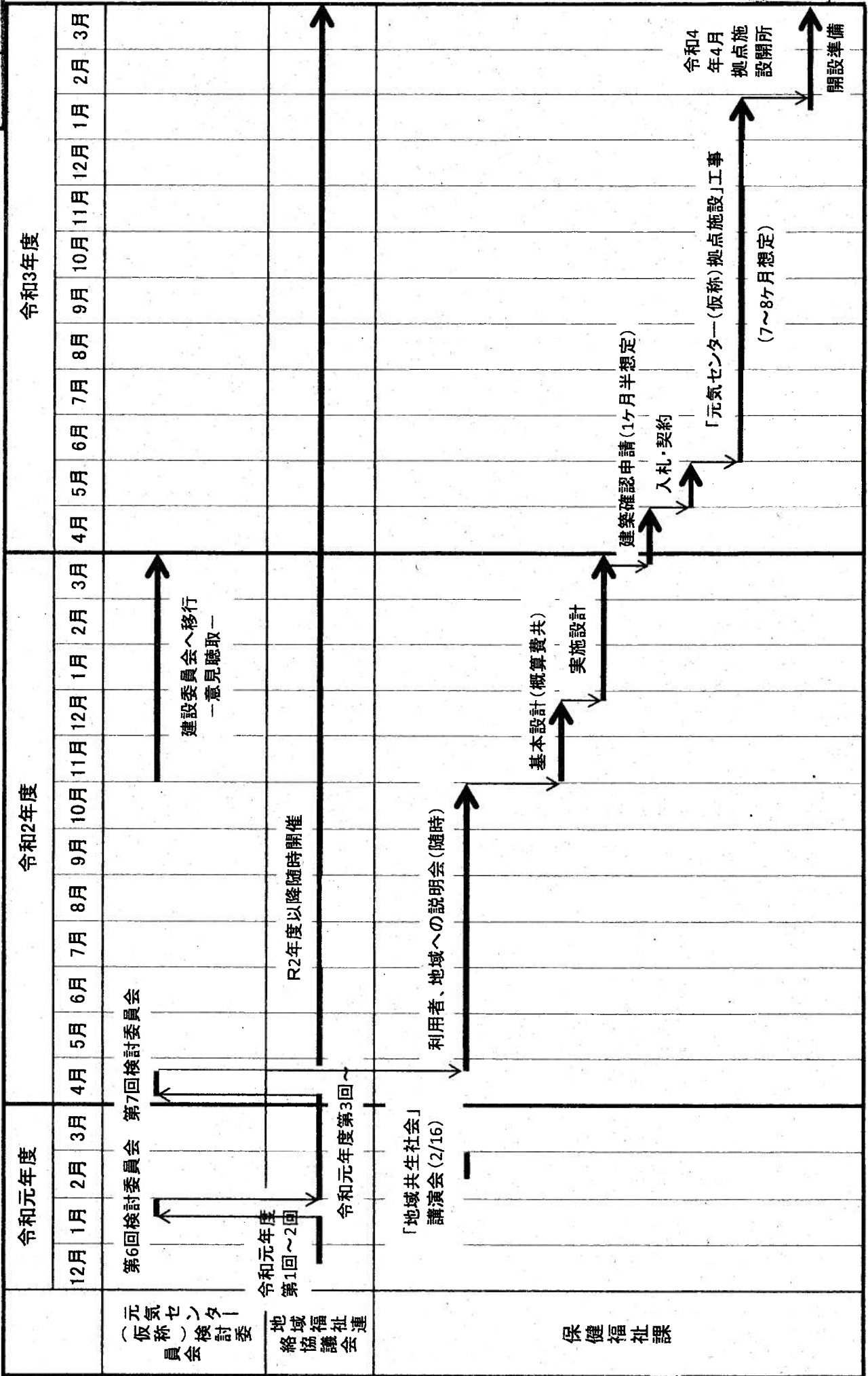
上記の2・3・4から、本格運行に移行する際に改善が必要と考えられる課題をまとめます。

- ・デマンドタクシーに慣れていない人が多いためか、フルーツバスに比べて利用者数が少ない。
- ・生田地区から「清流苑」への行き帰りの移動手段。
- ・デマンドタクシー1便と2便との間が空いていること。
- ・名子・新井地区の方の移動手段の減少。

6. 今後のスケジュール

- 3月 利用者に対する意向調査を実施
- 3～4月 自治会やサロンでの聞き取り調査を実施(未利用者も含め)
- 4月 集計、今後の方針(案)を作成
- 5月 町公共交通対策協議会において今後の運行について協議
議会において今後の運行について協議
《本格運行の見極め》

元気センター(仮称)に係る全体スケジュール(案)



1. 建て替えについて

- (1) 新築なのか？元々は既存だったのでは？
- (2) 建物を購入したのではないか。買ったのに、新築では建物のムダ使いになってしまっているのではないか。最初の計画性が大切だったと思う。
- (3) 以前の改修する案より、立て直す方向性には賛成できる。よい。

【これまでの意見】

- ① 施設利用者から城山の環境の良さを望む声。(コミュカフェ利用者、エコール親愛保護者等)
- ② ハローミヤ跡地に建てるのは良いが、既存を使うのは不安があり一番心配。建て替えを希望する。(第5回検討委員会)
- ③ レイアウトをみても広いのか狭いのか分からない。少なくともスタッフさん達が打ち合わせを行っているため、その人たちの意見が一番大切ではないか。(第5回検討委員会)
- ④ 既存の施設では柱が支障となりレイアウトに制限が出て、事業所ありきの、老人福祉センターをそのまま移行した感じになってしまう。(R2.2.14 地域福祉連絡協議会)

【方向性(案)】

【これまでの意見】に加え、『みんないっしょ』の考え方のもと、「コミュニティカフェ」、「出張サービス」、「地域活動支援センターあすなろ」、「自殺対策相談窓口」、「エコール親愛」の事業に加え、地域住民が気軽に立ち寄れる機能を充実させた場合、既存の建物では窮屈になってしまう。新たに2階建ての建物に改築し、緑や駐車場の確保をし、地域共生社会の理念の実現を目指したレイアウトの建物としてはどうか。

2-1. レイアウト(全体)

- (1) 放課後等デイの方が、どんな天候でも遊べるように、中高生・高齢者がフラッと入れるように誰でもOKのスペースも作った。フリースペースを多くとった(竹内さん案→みんな一緒にのそもそものスペースを考えている)
- (2) そうなった時、事務局案は普通の建物に見えてしまう。金沢では、色んな人が色んな所で過ごせる、互いの姿が見える、交流できる、その辺のことをどう考えているのか。
- (3) 事務局案は四角四面になってしまった。みんなが独立してしまっている。
- (4) ごちゃませも、みんな一緒に、関係ない気がする。間仕切りが多すぎるのでは。
- (5) 空間をもっと作らないと、これだと独立してしまう。将来的にワイワイとまらないのではないか。
- (6) ダイニングキッチンが壁が取れないか。
- (7) 金沢→ひとつの建物に全部入っている、輪島→古民家を全部改修して、あちこち過ごせるような環境、ママカフェ→仕切りなし、B型の作業所、子どもと障がいの方の関わり。
- (8) 仕切りを全部入れてしまう。あったとしても見えるように、入りやすそうな空間に。そういうスペースも作ってほしい。

- (9) 個別のスペースを残しつつ、仕切りをなくせるところは、なくしていったら。「みんな一緒」は顔を合わせる回数・人間関係・日頃、色んな人と交流できる工夫を。例えば、区切るのではなく、色んな人が交流できる場としたい。
- (10) 今回のレイアウトは各事業所の欲しい環境をただくっつけただけ。各事業所の意見を聞いてそれをもとにまとめることが大切。地域共生・みんな一緒というのはどんなことがある地域なのかを考える必要がある。私なりに3つ考えてきた。
- ① 佛子園の視察で障がい者や高齢者、児童が健常者や社会に触れることでできなかったことができる効果があった。みんな一緒だとそれが産まれる。
 - ② 就労の体験の場所となる。
 - ③ 住民の理解が深まる。助け合うのが共生。
- (11) でもこれらを進めていくためには健常者が来てもらえる施設でないといけない。入り込んでくる仕掛け。コミュニティの場。その意見に同じ。私だったら行こうと思えない。事業で必要な環境もあるが、流動的な環境も必要。子育て世代や60代が来たいと思ってもらうことが大切。おひさまが遠い、水曜日休みで利用できないとの意見もある。Hugが仕出しをしている。活用できれば。
- (12) レイアウトは決まった器でイメージが全く違う。こじんまりとしていて一般の人は利用できない。災害もあるので早く進めるべき。
- (13) その意見に同じ。壁や仕切りが多い。
- (14) 2階建でも入って全体が見えるような設計もある。見える化が必要。スロープで2階に行ける。スペースの工夫。そこに空間をうまく利用するといった設計士の意見を取り入れる必要がある。
- (15) 一般の人が来る仕掛けとして竹内さん案にあるコインランドリーは良いと思う。収益にもつながる。作っても赤字のお荷物になる施設とならないように。施設の貸代やテナント料である程度の収入を得て運営をしていくことも大切。資金もふるさと納税などを活用する方法もある。
- (16) 「ごちゃまぜ」の施設だが、壁が多いように感じるが、利用される方の意見を聞きながら今後のレイアウトを決めて欲しい。

【方向性（案）】

第6回検討委員会で示した事務局のレイアウトでは、各事業所が必要な部屋を一つの建物に詰め込んだだけになってしまった。「地域共生」、「みんないっしょ」の地域づくりを改めて考え、町民が気軽に立ち寄り、交流や話ができる仕掛けやレイアウトを考えていきたい。

空間を有効に利用するため、専門的な知識を持った設計会社を公募型プロポーザルで決定し、再度レイアウトし直す。

2-2. レイアウト（活動場所）

- (1) みんなが一緒に過ごすのは、難しい。事業を展開するには最低限欲しいスペースも、ある場面で一緒に行くこともあるが、全てではない。子ども・あすなる利用者の中には、いきなり全体の中に入るのが難しい方もいる。個別の時間、スペースも必要。そこがあることで、安心して過ごすことができる。活動場のスペースが欲しい。

【方向性（案）】

2-1. レイアウト（全体）と合わせ、設計の中で検討する。

2-3. レイアウト（子育て）

- (1) 子育て支援センター（高齢者は、あちこちあるが）も離れてしまっている。母親達の意見としては、近場にできるとうれしい。「みんな一緒」「ごちゃまぜ」なら、一からということになれば、そういう事も考えてほしい。
- (2) おひさま遠い。入ることが出来れば、今の所も残しつつ、2ヶ所ではどうか。
- (3) 保育所の空きスペースを使うのはどうか。良い意見だが、詰め込みすぎ。
- (4) フリースペースを大きくとって、その一角では難しいか？
- (5) 小さい子のことも考えてほしい。母親達が集まる場としても、きっかけとして使えるように。
- (6) 保育園の園児が来た時に、交流できるスペースを。
- (7) 高齢者と接する機会→子どもの成長の場として利用できる。
- (8) 外活動ができるスペースを今後検討して欲しい。子どもたちが安心して遊べる場所の確保を。

【方向性（案）】

建て替えるのであれば、小さな子どもや母親たちの交流の場も検討してほしいという声がある。交流スペースを有効に活用して、そのような場もレイアウトの中で検討したい。

2-4. レイアウト（その他）

- (1) 階段、EV 一カ所ではない 2ヶ所くらいあるといいと思う。できれば、玄関付近、軒下にも付けて欲しい。（屋根も大きく）
- (2) 将来的に、玄関の所に店が出せるといいのでは。外でも交流があるといいな。
- (3) 階段は広く。外階段は必要となる。
- (4) トイレの位置は、利用される方の意見を聞いて場所を決める。
- (5) すべての機能を一カ所に集約しなくてもよいのでは。町の将来を考え、町全体を候補地として再検討もありか。
- (6) 旧ハローミヤの場所でよいのか再検討の余地あり。福与地域は、過疎化が進み農業の後継者もいない。新しい宮ヶ瀬橋もできること、リニアの土砂捨て場の問題、空いている農地もあり、今後の町の将来を総合的に考えて、建設場所の再検討をしてもよい。

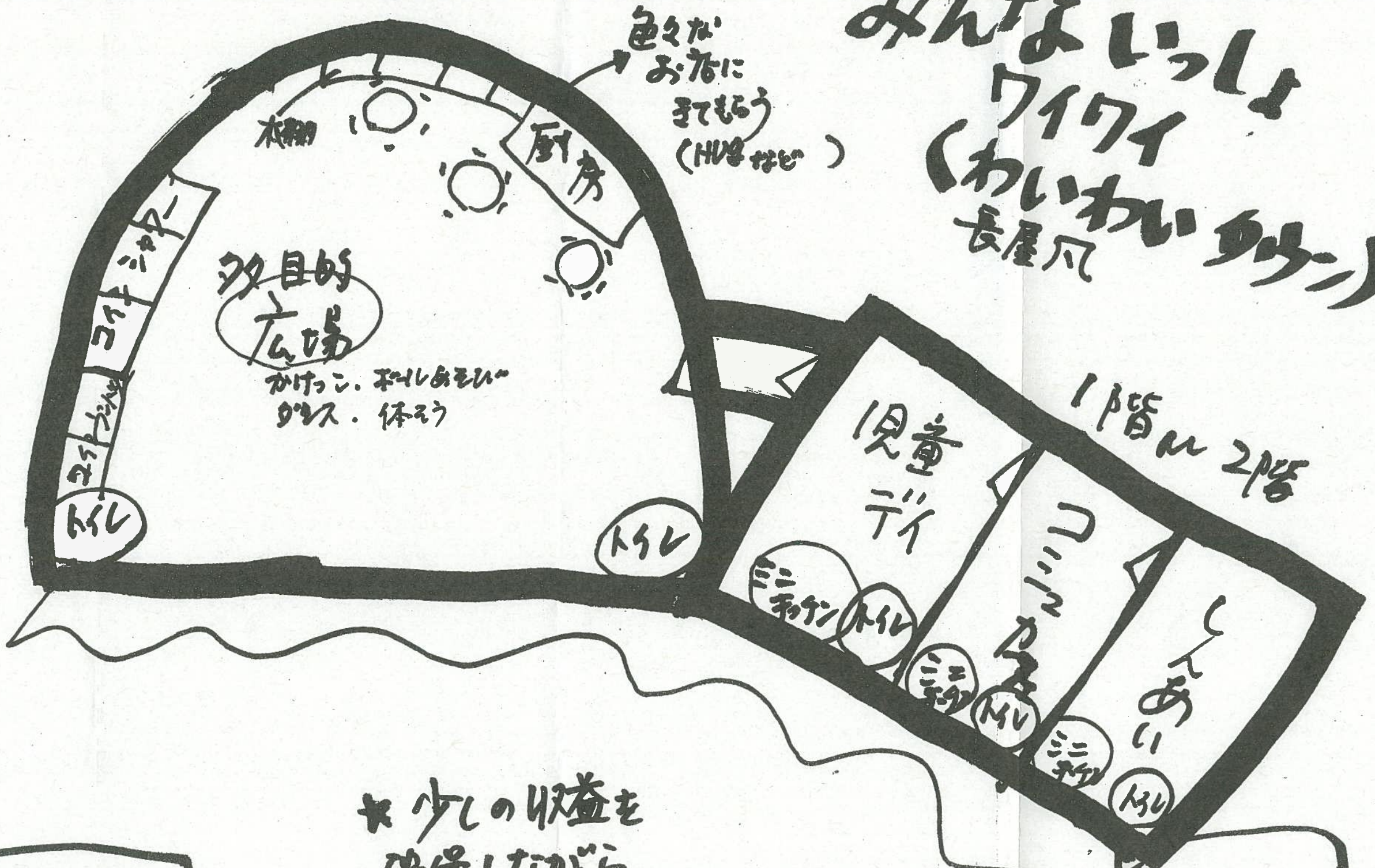
【方向性（案）】

「元気センター（仮称）」を拠点として、町内の空き家、空き店舗を活用しながら、町全体で地域共生のまちづくりを進めたい。拠点施設の建設場所については、利用者の利便性を考慮して従来どおりハローミヤ跡地としたい。

その他の詳細な要望についてはレイアウトの中で検討する。

2019. 11. 20
竹内案

みんないっしょ
ワイワイ
(わいわいキッチン)
長屋凡



おしお

高橋 会計

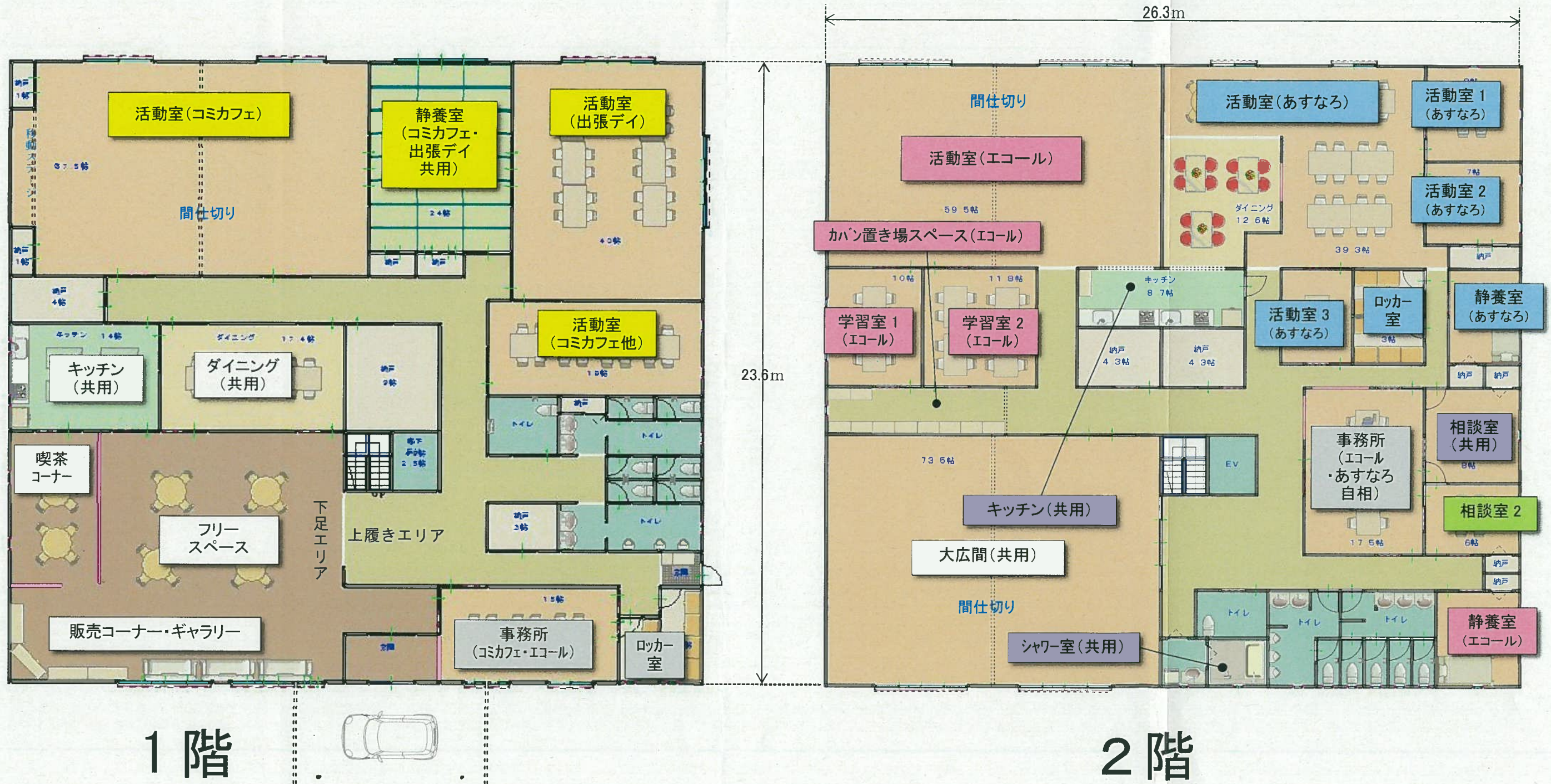
少しの収益を
確保しながら
運営していく。

時期から
市場へ直売

元気センター（仮称）レイアウト（事務局案）

- ・ コミカフェ、あすなる、エコールが持ち寄ったレイアウトイメージをまとめたもの。
- ・ 部屋の必要数は盛り込んであるが、広さについては目安。
- ・ 敷地とのバランス等は考慮していない。
- ・ 方角、陽当たりは考慮していない。

(白)	共有（フリースペース）
(黄)	事務所関係
(緑)	コミュニティカフェ・出張デイ
(紫)	エコール親愛
(青)	地域活動支援センターあすなる
(赤)	自殺対策相談窓口
(茶)	エコール・あすなる共用



第1期における「生涯活躍のまち」の課題

○第1期では、**中高年齢者の移住**に重点が置かれていた「生涯活躍のまち」に対する課題等※

- 「**若年世帯の移住を優先**」「**財政負担が増加する**」「**人的財政的余裕がない**」
- 「**地元の方が住み続けたい場所**」に**必要がある**」「**生産人口の増加**を見込む**施策が必要**」
「いさなり**移住に繋げることはハードルが高い**」
- 「**東京圏に位置**しているので、事業が**馴染まない**」「**介護施設が満床**で**受け入れる余力がない**」
「**中高年齢者に限定せず、あらゆる世代に対する移住・定住施策の実施を優先**」

※ 「平成30年度意向等調査結果」

「令和元年度地方公共団体職員・事業者を対象とした「生涯活躍のまち」担当者会議」より

＜平成30年度意向等調査＞

生涯活躍のまちについて「取組意向がない」または「今後検討する」と回答した理由

財政負担が 増加する	若年世帯の 移住を優先	住民の理解 が得られない	制度概要 不詳	地域資源 がない	成功事例 がない	類似施策を 既に実施	人的財政的 余裕がない	移住者を 送り出す側
777	803	60	253	198	383	69	718	23
51%	52%	4%	16%	13%	25%	4%	47%	1%

※n=1,537、複数回答

各種会議や検討会等における意見やニーズを踏まえ……

第2期総合戦略では…**新たな全世代・全員活躍型の「生涯活躍のまち」を展開**
～**「全世代の」、「移住者のみならず、関係人口、地元住民も対象」とした、**
「誰もが居場所と役割を持つ」「ごちゃ混ぜ」のコミュニティづくりの推進～

- 「生涯活躍のまち」は第2期総合戦略の横断的な施策の一つとして、活気あふれる地域を作るため、若者、高齢者、女性、障害者、外国人など、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を目指すものとして位置づけ。
- このため、従来の移住施策だけではなく、しごとづくり、ひとの流れづくり、まちづくり、少子化など分野横断的な施策として、地域福祉や健康関連の施策、地方就労・自立支援事業、地域住宅団地再生事業、まちづくりなどの施策、農業や商工施策、雇用関連の施策等を分野横断的に総合的に活用する必要がある。

<第2期総合戦略における「生涯活躍のまち」の位置づけ>

第1期は、中高年齢者を中心とした移住施策（「ひとの流れ」という位置づけであったが、

【基本目標1】稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

【基本目標2】地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

【基本目標3】結婚・出産・子育ての希望をかなえる

【基本目標4】ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

第2期 「誰もが活躍するコミュニティ」というコンセプトの下、地域ニーズと実情を踏まえ、分野横断的なまちづくり施策と位置づけ

多様な人材の活躍を推進する

● 新たな全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の推進強化

生涯活躍のまち



子育て支援

農業

商店街振興

健康づくり

関係人口

スポーツ

空き家活用

団地再生

兼業・副業

etc...

新たな全世代・全員活躍型の「生涯活躍のまち」の推進強化② ～誰もが活躍するコミュニティづくり～

- これまでの中高年齢者の移住に重点が置かれていた「生涯活躍のまち」について、制度の縦割りを超え、**全世代を対象**として移住者や関係人口、地元住民など「**誰もが居場所と役割を持つ「ごちゃまぜ」のコミュニティづくり**」等を推進。
- 取組の推進に当たっては、個々の施設というよりも、エリア全体の魅力向上や空間デザインという点を視野に入れ、「**活躍・しごと**」、「**交流・居場所**」、「**住まい**」、「**健康**」などの**必要な機能を確保**。「**生涯活躍×関係人口**」の取組も推進。



新たな全世代・全員活躍型の「生涯活躍のまち」の推進に向けた支援体制の強化

【具体的取組】

- 新たな「生涯活躍のまち」を普及・促進するための推進計画を策定し、関係省庁により構成される支援チームにより、あらゆる施策を分野横断的、総合的に活用。
- 国や地方公共団体・民間企業などの多様な主体で構成される官民連携による中間支援組織や全国的な支援体制の構築。
- 地方公共団体職員や不動産、金融、医療福祉など専門知識を有する者を対象とした広域アドバイザー養成研修や事業の担い手となるプロデューサー人材等の養成研修の実施。
- 誰もが居場所と役割を持つコミュニティづくりには、「交流・居場所」、「活躍・しごと」、「住まい」、「健康」と行った機能が求められることから、こうした機能を効果的に事業化する手法などについて、自治体や事業者向けのガイドラインの策定。
- 「生涯活躍のまち」に関するWE Bサイトの充実や関係団体との連携を通じた、優良事例や取組ノウハウ、課題解決に資する関係省庁の施策などの情報発信の強化。
- 実務上の課題解決に向けた丁寧なアウトリーチ支援の強化。



都道府県におかれては、支援を希望する市町村からのニーズ等について新たな掘り起こし（1月意向調査実施予定）のほか、広域アドバイザー養成研修への参加（2月開催予定）の調整等を含めた、「生涯活躍のまち」に推進意向のある市町村に対する広域的な支援体制づくりにご協力をお願いします。

【「生涯活躍のまち」に取り組む自治体や事業者に対する重層的な支援】



※「民の力を活かした地方創生推進のガイドライン」(令和元年12月27日付け事務連絡) 参照URL: <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/houjin.html>

職員退職勧奨制度の廃止と早期退職募集制度への移行について

【背景】

平成 24 年 11 月国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 96 号）により、国家公務員の退職勧奨制度がなくなり、早期退職募集制度になりました。地方公務員についても同様に変更することが求められていることから、令和 2 年度から退職勧奨制度から早期退職制度に移行するものです。

【勧奨退職と早期退職制度の比較】

制 度	松川町職員退職勧奨要綱(肩たたき型)	松川町職員早期退職募集要綱(手あげ方式)	摘 要
目的	<p>職員の適正な構成、人事の刷新、勤労意欲の向上、財政の健全化等に寄与するため。</p> <p>主任以上又は同等職の者であって、翌年度の 4 月 1 日における年齢が満 55 歳以上 59 歳以下である者 (国家公務員は 50 歳以上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の年齢別構成の適正化を図る。 ・ 職制又は組織の改廃を円滑に実施する。 	<p>県市町村総合事務組合の早期退職募集の規定と整合</p>
対象職員	<p>主任以上又は同等職の者であって、翌年度の 4 月 1 日における年齢が満 55 歳以上 59 歳以下である者 (国家公務員は 50 歳以上)</p>	<p>勤続年数 20 年以上で当該年度の末日における年齢が満 55 歳以上 59 歳以下である職員 (国家公務員は満 45 歳以上 59 歳以下)</p>	<p>①国は 45 歳以上であるが、当町職員の年齢別構成は 45 歳～54 歳の年齢層の職員が少ないため対象としな い。(高森町、豊丘村と同じ) ②早期退職特例措置の対象が勤続 20 年以上のため。</p>
募集期間 (勧奨期間)	<p>5 月 1 日～5 月 20 日 但し下記の場合はその都度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃員及び過員を生じたとき。 ・ 疾病等の理由によりやむをえないと町長が認めるとき。 	<p>6 月 1 日～6 月 30 日 但し、職制又は組織の改廃の場合はその都度</p>	<p>・ 次年度職員採用試験（7 月中旬）前に把握するため。</p>

制度	松川町職員退職勧奨要綱(肩たたき型)	松川町職員早期退職募集要綱(手あげ方式)	摘要
募集方法 (勧奨方法)	<ul style="list-style-type: none"> 対象職員の名簿を作成し、町長が退職勧奨対象職員に期間内に、口頭で告知し、文書で通知 	<ul style="list-style-type: none"> 各年度ごとと実施の有無を決定し、募集実施要項を定め、職員に周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 応募や応募の取下げを職員の自発的な意思に委ねる方法に変更
手続き	勧奨通知を受けた職員は、退職届を所属長、総務課長経由で町長に提出 (6月20日まで)	<ul style="list-style-type: none"> 応募申請書を所属長及び総務課長経由で町長へ(募集期間中6/30まで) 取下げ可能 認定(不認定)通知交付 認定通知を受けた職員は、町長に提出(8月31日まで) 	
退職日	翌年の3月31日に退職 (但し町長が必要と認めたとときは、その都度定める日)	翌年の3月31日に退職	
優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> 退職日の給料月額に年齢別に10%~2%の加算をした額を退職手当の算定の基礎とする。 退職前の特別昇給あり 	<ul style="list-style-type: none"> 退職日の給料月額に年齢別に15%~2%の加算をした額を退職手当の算定の基礎とする。 退職前の特別昇給なし 	長野県市町村総合事務組合市町村職員退職手当条例の基準適用 <ul style="list-style-type: none"> 割増率の拡充 透明性の確保のため特別昇給廃止

松川町職員早期退職募集要綱

令和2年3月6日

告示第15号

(主旨)

第1条 この要綱は、本町職員の年齢別構成の適正化を図ること及び職制又は組織の改廃を円滑に実施することを目的として、早期退職の実施に必要な事項を定めるものとする。

(早期退職職員の募集等)

第2条 町長は、前条の目的を達成するために、定年前に退職する意思を有する職員の募集を行うに場合、当該募集に関し次に掲げる事項を記載した早期退職に係る募集実施要項（以下「募集実施要項」という。）を定め、当該募集の対象となるべき職員に周知するものとする。

- (1) 募集の目的
- (2) 募集の対象となる職員の範囲
- (3) 募集する人数
- (4) 募集の期間
- (5) 退職すべき期日
- (6) 応募の手続き及び申請書の提出先
- (7) 募集に関する問い合わせ先
- (8) その他募集にあたって町長が必要と認める事項

(対象職員)

第3条 対象となる職員は、勤続年数20年以上で、当該年度の末日における年齢が満55歳以上59歳以下である職員とする。

(募集の期間)

第4条 早期退職募集期間は、6月1日から6月30日までとする。

2 職制又は組織の改廃等により募集する場合は、その都度とする。

(手続)

第5条 募集を受けて応募しようとする職員は、募集期間中に、長野県市町村総合事務組合早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める規則（以下「組合規則」という。）第2条第1項に定める応募申請書（別記様式第1）を、所属長及び総務課長を通じて町長に提出するものとする。

2 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、組合規則第2条第2

項に定める応募取下げ申請書（別記様式第2）を提出するものとする。

3 町長は、応募の認定をする旨の決定をしたときは組合規則第3条第1号に定める認定通知書（別記様式第3）を、認定をしない旨の決定をしたときは組合規則第3条第2号に定める不認定通知書（別記様式第4）を本人に交付するものとする。

（退職届）

第6条 前条第3項に規定する認定通知を受けた職員は、8月31日までに町長に退職届（別記様式第5）を提出するものとする。

（退職の時期）

第7条 この要綱に基づき、早期退職する者は、翌年の3月31日に退職するものとする。

（退職者に対する優遇措置）

第8条 この要綱により退職する職員の退職手当の額は、長野県市町村総合事務組合市町村職員退職手当条例（昭和37年長野県市町村総合事務組合条例第2号）に定めるその者の勤続年数に対応する定年前早期退職者の規定を適用する。

（公表）

第9条 町長は、この要綱の規定による募集実施要項及び認定応募者の数を公表するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 松川町職員退職勧奨要綱（昭和58年松川町要綱第18号）は廃止する。

平成 30 年度
松川町財務書類



貸借対照表
行政コスト計算書
純資産変動計算書
資金収支計算書

令和 2 年 3 月

長野県松川町

平成 30 年度松川町決算財務書類目次

1 一般会計等

(1) 貸借対照表【様式第 1 号】	2
(2) 行政コスト計算書【様式第 2 号】	3
(3) 純資産変動計算書【様式第 3 号】	4
(4) 資金収支計算書【様式第 4 号】	5
(5) 附属明細書【様式第 5 号】	6
(6) 注記	7

2 全体会計

(1) 貸借対照表【様式第 1 号】	11
(2) 行政コスト計算書【様式第 2 号】	12
(3) 純資産変動計算書【様式第 3 号】	13
(4) 資金収支計算書【様式第 4 号】	14
(5) 附属明細書【様式第 5 号】	15
(6) 注記	16

3 財務指標

(1) 財務指標の考察	19
-------------	----

○統一的な基準による財務書類とは

従来の地方公会計制度は、歳入歳出予算の実績を明らかにし、財政上の責任を明確にすることを目的として設計されていることから、予算の執行や現金収支の把握に適したものとなっています。

その反面、これまでに資産がどの程度形成されていて、その財源の内訳がどのようになっているのかについての情報（ストック情報）が不十分であり、また、現金主義に基づく公会計制度においては、現金支出以外に発生している行政コスト（減価償却費など）を把握することができません。

そこで、現金収支だけでなく、これまでに蓄積された資産や発生した経費を含めて分析・公表するために民間企業の会計手法を取り入れたのが、統一的な基準による財務書類、すなわち、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の 4 表です。

貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

会計：一般会計等

(単位：千円)

科目名	平成30年度	平成29年度	科目名	平成30年度	平成29年度
【資産の部】			【負債の部】		
固定資産	23,282,392	23,498,552	固定負債	4,790,530	4,691,906
有形固定資産	21,873,955	22,074,534	地方債	3,847,709	3,714,582
事業用資産	9,300,132	9,486,726	長期未払金	-	-
土地	2,163,758	2,123,380	退職手当引当金	904,806	917,606
立木竹	1,681,950	1,681,950	損失補償等引当金	-	-
建物	15,340,663	15,335,056	その他	38,015	59,718
建物減価償却累計額	-10,572,880	-10,243,387	流動負債	562,790	563,528
工作物	1,426,913	1,375,180	1年内償還予定地方債	432,374	459,002
工作物減価償却累計額	-819,177	-785,451	未払金	-	-
船舶	-	-	未払費用	-	-
船舶減価償却累計額	-	-	前受金	-	-
浮標等	-	-	前受収益	-	-
浮標等減価償却累計額	-	-	賞与等引当金	67,879	63,042
航空機	-	-	預り金	33,482	-
航空機減価償却累計額	-	-	その他	29,054	41,484
その他	-	-	負債合計	5,353,320	5,255,434
その他減価償却累計額	-	-	【純資産の部】		
建設仮勘定	78,906	-	固定資産等形成分	24,504,594	24,798,995
インフラ資産	12,062,787	12,162,943	余剰分(不足分)	-4,971,779	-4,825,761
土地	275,876	247,714			
建物	39,197	23,166			
建物減価償却累計額	-1,552	-			
工作物	23,364,747	23,059,981			
工作物減価償却累計額	-11,648,532	-11,206,474			
その他	-	-			
その他減価償却累計額	-	-			
建設仮勘定	33,052	38,555			
物品	1,492,162	1,319,492			
物品減価償却累計額	-981,126	-894,627			
無形固定資産	13,296	5,179			
ソフトウェア	5,557	5,179			
その他	7,739	-			
投資その他の資産	1,395,141	1,418,939			
投資及び出資金	169,551	165,251			
有価証券	94	94			
出資金	169,457	165,157			
その他	-	-			
投資損失引当金	-	-			
長期延滞債権	38,998	40,526			
長期貸付金	23	34,791			
基金	1,114,789	1,107,035			
減価基金	-	-			
その他	1,114,789	1,107,035			
その他	73,000	73,000			
徴収不能引当金	-1,220	-1,764			
流動資産	1,603,743	1,630,115			
現金預金	373,430	318,441			
未収金	8,164	11,354			
短期貸付金	-	2,814			
基金	1,222,202	1,297,628			
財政調整基金	1,014,858	1,090,326			
減価基金	207,343	207,302			
棚卸資産	-	-			
その他	-	-			
徴収不能引当金	-54	-122	純資産合計	19,532,815	19,873,233
資産合計	24,886,135	25,128,668	負債及び純資産合計	24,886,135	25,128,668

行政コスト計算書

自 平成30年4月1日
至 平成31年3月31日

会計：一般会計等

(単位：千円)

科目名	平成30年度	平成29年度
経常費用	5,621,666	5,692,734
業務費用	3,152,056	3,100,444
人件費	824,868	766,759
職員給与費	648,131	653,853
賞与等引当金繰入額	67,879	63,042
退職手当引当金繰入額	-12,800	-35,228
その他	121,658	85,093
物件費等	2,293,158	2,299,246
物件費	1,286,737	1,306,717
維持補修費	85,444	121,114
減価償却費	919,330	869,611
その他	1,648	1,805
その他の業務費用	34,029	34,439
支払利息	18,274	23,401
徴収不能引当金繰入額	-612	-335
その他	16,367	11,373
移転費用	2,469,610	2,592,290
補助金等	959,291	1,068,948
社会保障給付	650,402	648,894
他会計への繰出金	849,892	801,811
その他	10,026	72,636
経常収益	146,433	151,041
使用料及び手数料	80,327	77,267
その他	66,106	73,774
純経常行政コスト	5,475,233	5,541,693
臨時損失	5,411	4,890
災害復旧事業費	-	-
資産除売却損	5,411	4,890
投資損失引当金繰入額	-	-
損失補償等引当金繰入額	-	-
その他	-	-
臨時利益	3,611	-
資産売却益	3,611	-
その他	-	-
純行政コスト	5,477,033	5,546,583

純資産変動計算書

自 平成30年4月1日
至 平成31年3月31日

会計：一般会計等

(単位：千円)

科目名	合計	固定資産等 形成分	余剰分(不足分)
前年度末純資産残高	19,873,233	24,798,995	-4,925,761
純行政コスト(Δ)	-5,477,033		-5,477,033
財源	5,142,760		5,142,760
税収等	4,343,414		4,343,414
国県等補助金	799,346		799,346
本年度差額	-334,273		-334,273
固定資産等の変動(内部変動)		-288,243	288,243
有形固定資産等の増加		738,818	-738,818
有形固定資産等の減少		-925,123	925,123
貸付金・基金等の増加		116,030	-116,030
貸付金・基金等の減少		-217,968	217,968
資産評価差額	-	-	-
無償所管換等	-6,157	-6,157	
その他	12	-	12
本年度純資産変動額	-340,418	-294,400	-46,018
本年度末純資産残高	19,532,815	24,504,594	-4,971,779

資金収支計算書

自 平成30年4月1日
至 平成31年3月31日

会計:一般会計等

(単位:千円)

科目名	平成30年度	平成29年度
【業務活動収支】		
業務支出	4,710,910	4,830,083
業務費用支出	2,241,300	2,237,793
人件費支出	832,831	798,014
物件費等支出	1,379,062	1,410,222
支払利息支出	18,274	23,401
その他の支出	11,133	6,156
移転費用支出	2,469,610	2,592,290
補助金等支出	959,291	1,068,948
社会保障給付支出	650,402	648,894
他会計への繰出支出	849,892	801,811
その他の支出	10,026	72,636
業務収入	5,185,697	5,246,137
税収等収入	4,347,906	4,355,320
国県等補助金収入	691,358	739,627
使用料及び手数料収入	80,327	77,416
その他の収入	66,106	73,774
臨時支出	-	-
災害復旧事業費支出	-	-
その他の支出	-	-
臨時収入	-	-
業務活動収支	474,787	416,054
【投資活動収支】		
投資活動支出	847,108	1,175,910
公共施設等整備費支出	731,078	939,150
基金積立金支出	42,114	159,539
投資及び出資金支出	4,300	-
貸付金支出	1,616	9,221
その他の支出	68,000	68,000
投資活動収入	329,202	719,390
国県等補助金収入	107,988	264,785
基金取崩収入	147,629	383,086
貸付金元金回収収入	1,593	3,519
資産売却収入	3,992	-
その他の収入	68,000	68,000
投資活動収支	-517,906	-456,520
【財務活動収支】		
財務活動支出	501,574	585,147
地方債償還支出	459,702	546,185
その他の支出	41,872	38,962
財務活動収入	566,200	481,700
地方債発行収入	566,200	481,700
その他の収入	-	-
財務活動収支	64,626	-103,447
本年度資金収支額	21,507	-143,913
前年度末資金残高	318,441	462,354
本年度末資金残高	339,948	318,441
前年度末歳計外現金残高	-	65,903
本年度歳計外現金増減額	33,482	-65,903
本年度末歳計外現金残高	33,482	-
本年度末現金預金残高	373,430	318,441

【様式第5号】

附属明細書(一般会計等)

1. 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

自治体名: 松川町

① 有形固定資産の明細

(単位: 千円)

区分	前年度末残高 (A)	本年度増加額 (B)	本年度減少額 (C)	本年度末残高 (A)+(B)-(C) (D)	本年度末 減価償却累計額 (E)	本年度償却額 (F)	差引本年度末残高 (D)-(E) (G)
事業用資産	20,515,565	245,526	68,902	20,692,188	11,392,057	363,489	9,300,132
土地	2,123,380	40,827	449	2,163,758	-	-	2,163,758
立木竹	1,681,950	-	-	1,681,950	-	-	1,681,950
建物	15,335,056	72,641	67,034	15,340,663	10,572,880	329,492	4,767,783
工作物	1,375,180	52,933	1,200	1,426,913	819,177	33,997	607,736
船舶	-	-	-	-	-	-	-
浮標等	-	-	-	-	-	-	-
航空機	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	79,125	219	78,906	-	-	78,906
インフラ資産	23,369,417	375,842	32,387	23,712,872	11,650,084	443,611	12,062,787
土地	247,714	28,909	747	275,876	-	-	275,876
建物	23,166	16,031	-	39,197	1,552	1,552	37,645
工作物	23,059,981	304,766	0	23,364,747	11,648,532	442,059	11,716,215
その他	-	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	38,555	26,137	31,640	33,052	-	-	33,052
物品	1,319,492	197,636	24,965	1,492,162	981,126	110,880	511,036
合計	45,204,474	819,004	126,255	45,897,223	24,023,268	917,980	21,873,955

注 記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの……………取得原価
 - 取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的以外の有価証券
市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））
- ② 出資金
市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 2年～50年
 - 工作物 2年～50年
 - 物品 2年～18年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）
- ③ リース資産
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
 - イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

一般会計等

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権及び長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末日に在職する職員の自己都合要支給額から、組合への負担金の加入時以降の累計額から既に退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

手許現金及び要求払預金としています。なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な後発事象

該当事項ありません。

3 偶発債務

該当事項ありません。

4 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 対象範囲 (対象とする会計名)
一般会計
- ② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異
一般会計等と普通会計の対象範囲は同じです。
- ③ 地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間 (平成 31 年 4 月 1 日～5 月 31 日) における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 各項目の金額を千円未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況 (普通会計)

実質赤字比率	—%
連結実質赤字比率	—%
実質公債費比率	7.4%
将来負担比率	—%

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は赤字額、将来負担額がないため、「—」で表示しています。

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
260 千円
- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額
50,081 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額
3,790,266 千円
- ② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	4,077,259 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	714,487 千円
将来負担額	9,436,068 千円
充当可能基金額	2,886,322 千円
特定財源見込額	0 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	7,084,832 千円
- ③ 自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
67,070 千円
- ④ 前年度、長期貸付金及び短期貸付金に別掲していた少額貸付金を、本年度より奨学基金に含めております。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。また、余剰分（不足分）とは、費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

基礎的財政収支	△24,845 千円
業務活動収支（支払利息支出除く）	493,061 千円
投資活動収支	△517,906 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	6,399,535 千円	6,059,587 千円
繰越金に伴う差額	318,441 千円	—
資金収支計算書	6,081,094 千円	6,059,587 千円

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	474,787 千円
減価償却費	△919,330 千円
資産売却損	△5,411 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	107,988 千円
資産売却益	3,611 千円
徴収不能引当金の増加減少	612 千円
退職手当引当金の増加減少	12,800 千円
賞与引当金の増加減少	△4,837 千円
その他	△4,493 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△334,273 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。
なお、一時借入金の限度額は 600,000 千円です。

以上

連結貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

会計:全体会計

(単位:千円)

科目名	平成30年度	平成29年度	科目名	平成30年度	平成29年度
【資産の部】			【負債の部】		
固定資産	27,142,169	27,367,656	固定負債	6,017,364	5,994,181
有形固定資産	25,074,333	25,369,892	地方債等	4,403,391	4,335,794
事業用資産	9,550,953	9,743,458	長期未払金	-	-
土地	2,163,758	2,123,380	退職手当引当金	904,806	917,606
土地減価償却累計額	-	-	損失補償等引当金	-	-
立木竹	1,681,950	1,681,950	その他	709,168	740,781
立木竹減価償却累計額	-	-	流動負債	674,086	714,923
建物	16,512,780	16,484,096	1年内償還予定地方債等	497,903	569,970
建物減価償却累計額	-11,554,845	-11,207,998	未払金	35,745	31,352
建物減価損失累計額	-	-	未払費用	-	-
工作物	2,106,975	2,055,242	前受金	88	26
工作物減価償却累計額	-1,436,570	-1,393,211	前受収益	-	-
工作物減価損失累計額	-	-	賞与等引当金	77,813	72,091
船舶	-	-	預り金	33,482	-
船舶減価償却累計額	-	-	その他	29,054	41,484
船舶減価損失累計額	-	-	負債合計	6,691,451	6,709,104
浮標等	-	-	【純資産の部】		
浮標等減価償却累計額	-	-	固定資産等形成分	28,364,371	28,668,098
浮標等減価損失累計額	-	-	剰余分(不足分)	-5,880,003	-5,792,164
航空機	-	-	他団体出資等分	-	-
航空機減価償却累計額	-	-			
航空機減価損失累計額	-	-			
その他	-	-			
その他減価償却累計額	-	-			
その他減価損失累計額	-	-			
建設仮勘定	78,906	-			
インフラ資産	14,683,271	14,866,666			
土地	290,044	261,882			
土地減価償却累計額	-	-			
建物	200,277	184,247			
建物減価償却累計額	-64,013	-69,771			
建物減価損失累計額	-	-			
工作物	28,289,893	27,958,684			
工作物減価償却累計額	-14,075,982	-13,526,932			
工作物減価損失累計額	-	-			
その他	-	-			
その他減価償却累計額	-	-			
その他減価損失累計額	-	-			
建設仮勘定	43,052	49,555			
物品	2,687,936	2,498,508			
物品減価償却累計額	-1,847,826	-1,738,740			
物品減価損失累計額	-	-			
無形固定資産	187,142	186,656			
ソフトウェア	5,557	5,179			
その他	181,585	181,477			
投資その他の資産	1,880,894	1,811,108			
投資及び出資金	34,651	30,351			
有価証券	94	94			
出資金	34,557	30,257			
その他	-	-			
長期延滞債権	68,041	71,598			
長期貸付金	23	34,791			
基金	1,707,183	1,604,307			
減債基金	-	-			
その他	1,707,183	1,604,307			
その他	73,000	73,000			
徴収不能引当金	-2,204	-2,938			
流動資産	2,053,649	2,217,382			
現金預金	805,429	885,299			
未収金	18,257	23,890			
短期貸付金	-	2,814			
基金	1,222,202	1,297,628			
財政調整基金	1,014,858	1,090,326			
減債基金	207,343	207,302			
棚卸資産	7,816	7,874			
その他	-	-			
徴収不能引当金	-55	-123			
繰延資産	-	-			
資産合計	29,195,819	29,585,038	純資産合計	22,504,368	22,875,934
			負債及び純資産合計	29,195,819	29,585,038

連結行政コスト計算書

自 平成30年4月1日
至 平成31年3月31日

会計: 全体会計

(単位: 千円)

科目名	平成30年度	平成29年度
経常費用	8,700,551	9,093,335
業務費用	4,027,568	3,995,074
人件費	1,082,881	1,009,413
職員給与費	891,718	884,075
賞与等引当金繰入額	77,813	72,091
退職手当引当金繰入額	-12,800	-35,228
その他	126,150	88,475
物件費等	2,859,610	2,881,056
物件費	1,640,669	1,686,597
維持補修費	101,729	138,460
減価償却費	1,099,324	1,053,355
その他	17,887	2,644
その他の業務費用	85,077	104,606
支払利息	34,494	44,810
徴収不能引当金繰入額	-803	-567
その他	51,386	60,363
移転費用	4,672,984	5,098,261
補助金等	1,490,183	1,267,508
社会保障給付	2,655,831	3,238,656
その他	42,191	105,330
経常収益	911,277	900,190
使用料及び手数料	802,626	295,576
その他	108,651	604,614
純経常行政コスト	7,789,274	8,193,145
臨時損失	5,516	5,151
災害復旧事業費	-	-
資産除売却損	5,411	4,890
損失補償等引当金繰入額	-	-
その他	105	262
臨時利益	3,919	-
資産売却益	3,611	-
その他	308	-
純行政コスト	7,790,871	8,198,296

連結純資産変動計算書

自 平成30年4月1日
至 平成31年3月31日

会計:全体会計

(単位:千円)

科目名	合計	固定資産等 形成分	余剰分(不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	22,875,934	28,668,098	-5,792,164	-
純行政コスト(△)	-7,790,871		-7,790,871	-
財源	7,425,450		7,425,450	-
税金等	5,285,068		5,285,068	-
国県等補助金	2,140,382		2,140,382	-
本年度差額	-365,421		-365,421	-
固定資産等の変動(内部変動)		-297,570	297,570	
有形固定資産等の増加		831,903	-831,903	
有形固定資産等の減少		-1,120,819	1,120,819	
貸付金・基金等の増加		211,800	-211,800	
貸付金・基金等の減少		-220,455	220,455	
資産評価差額	-	-		
無償所管換等	-6,157	-6,157		
他団体出資等分の増加			-	-
他団体出資等分の減少			-	-
比例連結割合変更に伴う差額			-	-
その他	12	-	12	
本年度純資産変動額	-371,566	-303,727	-67,839	-
本年度末純資産残高	22,504,368	28,364,371	-5,860,003	-

連結資金収支計算書

自 平成30年4月1日
至 平成31年3月31日

会計:全体会計

(単位:千円)

科目名	平成30年度	平成29年度
【業務活動収支】		
業務支出	7,593,653	8,023,762
業務費用支出	2,920,669	2,925,501
人件費支出	1,089,959	1,039,927
物件費等支出	1,750,136	1,800,754
支払利息支出	34,494	44,810
その他の支出	46,079	40,009
移転費用支出	4,672,984	5,098,261
補助金等支出	1,490,183	1,267,508
社会保障給付支出	2,655,831	3,238,656
その他の支出	42,191	105,330
業務収入	8,210,294	8,635,310
税込等収入	5,266,470	6,110,979
国県等補助金収入	2,032,394	1,624,422
使用料及び手数料収入	802,716	295,356
その他の収入	108,713	604,553
臨時支出	105	262
災害復旧事業費支出	-	-
その他の支出	105	262
臨時収入	308	-
業務活動収支	616,844	611,286
【投資活動収支】		
投資活動支出	1,030,618	1,334,299
公共施設等整備費支出	819,466	1,027,350
基金積立金支出	137,236	229,728
投資及び出資金支出	4,300	-
貸付金支出	1,616	9,221
その他の支出	68,000	68,000
投資活動収入	346,764	836,065
国県等補助金収入	107,988	264,785
基金取崩収入	147,629	463,086
貸付金元金回収収入	1,593	3,519
資産売却収入	3,992	-
その他の収入	85,562	104,675
投資活動収支	-683,854	-498,234
【財務活動収支】		
財務活動支出	612,542	711,550
地方債等償還支出	570,670	672,588
その他の支出	41,872	38,962
財務活動収入	566,200	481,700
地方債等発行収入	566,200	481,700
その他の収入	-	-
財務活動収支	-46,342	-229,850
本年度資金収支額	-113,352	-116,798
前年度末資金残高	885,299	1,002,097
比例連結割合変更に伴う差額	-	-
本年度末資金残高	771,947	885,299
前年度末歳計外現金残高	-	65,903
本年度歳計外現金増減額	33,482	-65,903
本年度末歳計外現金残高	33,482	-
本年度末現金預金残高	805,429	885,299

【様式第5号】

附属明細書(全体会計)

1. 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

自治体名: 松川町

① 有形固定資産の明細

(単位: 千円)

区分	前年度末残高 (A)	本年度増加額 (B)	本年度減少額 (C)	本年度末残高 (A)+(B)-(C) (D)	本年度末 減価償却累計額 (E)	本年度償却額 (F)	差引本年度末残高 (D)-(E) (G)
事業用資産	22,344,667	271,859	72,159	22,544,368	12,993,414	392,476	9,550,953
土地	2,123,380	40,827	449	2,163,758	-	-	2,163,758
立木竹	1,681,950	-	-	1,681,950	-	-	1,681,950
建物	16,484,096	98,974	70,290	16,512,780	11,554,845	346,846	4,957,935
工作物	2,055,242	52,933	1,200	2,106,975	1,438,570	45,630	668,405
船舶	-	-	-	-	-	-	-
浮標等	-	-	-	-	-	-	-
航空機	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	79,125	219	78,906	-	-	78,906
インフラ資産	28,453,369	474,223	104,326	28,823,266	14,139,995	553,292	14,683,271
土地	261,882	28,909	747	290,044	-	-	290,044
建物	184,247	16,031	-	200,277	64,013	4,242	136,265
工作物	27,958,684	342,536	11,328	28,289,893	14,075,982	549,050	14,213,910
その他	-	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	48,555	86,748	92,252	43,052	-	-	43,052
物品	2,498,508	226,618	37,191	2,687,936	1,847,826	133,467	840,109
合計	53,296,544	972,701	213,676	54,055,569	28,981,236	1,079,236	25,074,333

注 記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的以外の有価証券
市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））
- ② 出資金
市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法によっています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 2年～50年
工作物 2年～50年
物品 2年～18年
ただし、一部の連結対象団体については定率法によっています。
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）
- ③ リース資産
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

全体会計

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権及び長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末日に在職する職員の自己都合要支給額から、組合への負担金の加入時以降の累計額から既に退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

手許現金及び要求払預金としています。なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。ただし、水道事業会計は税抜方式によっています。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な後発事象

該当事項ありません。

3 偶発債務

該当事項ありません。

4 追加情報

(1) 連結対象団体(会計)

団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結割合
松川町国民健康保険事業特別会計	特別会計	全部連結	-
松川町介護保険事業特別会計	特別会計	全部連結	-
松川町後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	-
松川町保養宿泊施設事業特別会計	特別会計	全部連結	-
松川町発電事業特別会計	特別会計	全部連結	-
松川町水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	-

連結の方法は以下のとおりです。

- ① 特別会計及び地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規程等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているものについては、連結対象会計の対象外としています。したがって、一般会計等における他会計への繰入金等が内部相殺されない場合があります。

松川町公共下水道事業特別会計 他会計繰入金 183,096 千円

松川町農業集落排水事業特別会計 他会計繰入金 301,683 千円

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体(会計)においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

各項目の金額を千円未満で四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

以上

平成30年度決算財務指標考察

1. 住民一人当たりの資産と負債、純経常コスト

	一般会計等		全体会計	
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
資産	196万円	196万円	230万円	231万円
負債	42万円	41万円	53万円	52万円
行政コスト	43万円	43万円	61万円	6.4万円

$$\text{資産} = \frac{\text{(BS) 資産合計}}{\text{人口}} \quad \text{負債} = \frac{\text{(BS) 負債合計}}{\text{人口}} \quad \text{行政コスト} = \frac{\text{(PL) 行政コスト}}{\text{人口}}$$

※人口は、平成31年4月1日現在の長野県毎月人口異動調査による・・・12,719人

2. 歳入額対資産比率【資産形成度】

これまでに形成された資産が、歳入の何年分に相当するかを表します。この比率が高いほど、社会資本整備が進んでいます。

	一般会計等		全体会計	
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
歳入額対資産比率	3.89年	3.64年	2.92年	2.70年

$$\text{資産} = \frac{\text{(BS) 資産合計}}{\text{(CF) 業務収入} + \text{臨時収入} + \text{投資活動収入} + \text{財務活動収入} + \text{前年度末資金残高}}$$

3. 資産老朽化比率【資産形成度】

有形固定資産の償却資産について、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを表します。この比率が高いほど、老朽化が進んでいます。

	一般会計等		全体会計	
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
資産老朽化率	57.7%	56.3%	58.2%	56.8%

$$\text{資産} = \frac{\text{(BS) 減価償却累計額合計}}{\text{(BS) 取得原価合計 (土地、立木竹、建設仮勘定を除く)}}$$

4. 純資産比率【世代間公平性】

地方公共団体が持つ資産のうち、純資産（返済義務の無い資産）の割合、すなわち現世代（住民）の持分の割合を示します。この比率が高いほど、将来世代が負担する割合が低くなります。

	一般会計等		全体会計	
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
純資産比率	78.5%	79.1%	77.1%	77.3%

$$\text{資産} = \frac{\text{(BS) 純資産合計}}{\text{(BS) 資産合計}}$$

5. 社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）【世代間公平性】

社会資本の整備の結果を示す有形固定資産のうち、どれだけ地方債などの負債（将来世代の負担）によって形成されているかを示します。この比率が高いほど、将来世代が負担する割合が高いことを示します。

世代間比率	一般会計等		全体会計	
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
	19.6%	18.9%	19.5%	19.3%

$$\text{資産} = \frac{(\text{BS}) \text{ 地方債} + 1 \text{ 年内償還予定地方債}}{(\text{BS}) \text{ 有形固定資産}}$$

6. 行政コスト対税収等比率【弾力性】

税収等の一般財源等に対する行政コストの比率を算出することによって、どれだけが資産形成を伴わない行政コストに費消されたのかを表します。この比率が100%に近づくほど資産形成の余裕度が低いと言え、100%を上回ると、過去から蓄積した資産が取り崩されたことを示しています。

行政コスト 対税収等比率	一般会計等		全体会計	
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
	106.5%	103.5%	104.9%	102.2%

$$\text{資産} = \frac{(\text{PL}) \text{ 純経常行政コスト}}{(\text{NW}) \text{ 税収等} + \text{国県等補助金}}$$

7. 債務償還可能年数【持続可能性（健全性）】

実質債務（地方債や退職手当引当金等から充当可能な基金等を控除した債務）が、経常的に確保できる資金（業務活動収支の黒字分）の何年分あるかを表します。この値が低いほど、返済能力が高いことを表します。

債務償還可能年数	一般会計等		全体会計	
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
	8.49年	9.27年	7.56年	7.52年

$$\text{資産} = \frac{(\text{BS}) \text{ 地方債} + 1 \text{ 年内償還予定地方債} + \text{退職手当引当金} + \text{賞与等引当金} - \text{充当可能基金}}{(\text{CF}) \text{ 業務収入} - \text{業務支出}}$$

※充当可能基金を（BS）財政調整基金及び減債基金としています。

8. 負債比率【持続可能性（健全性）】

純資産に対する負債の割合を示します。この比率が低いほど財政状況が健全であることを示します。

負債比率	一般会計等		全体会計	
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
	27.4%	26.4%	29.7%	29.3%

$$\text{資産} = \frac{(\text{BS}) \text{ 負債合計}}{(\text{BS}) \text{ 純資産合計}}$$

9. 受益者負担率（総負担率）【自律性】

行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を表します。この値が低いほど、財源充当率が高いことを表します。

受益者負担率	一般会計等		全体会計	
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
	2.6%	2.7%	10.5%	9.9%

$$\text{資産} = \frac{(\text{PL}) \text{ 経常収益}}{(\text{PL}) \text{ 経常費用}}$$

松川町では、令和2年4月から町税や上下水道料金の収納機会の拡大の為、土日・祝日・夜間を問わず24時間いつでも納付できるコンビニエンスストア（コンビニ）での収納を開始します。

これまでの役場本庁舎・支所や金融機関の窓口での納付に加え、全国の提携コンビニで納付できます。（手数料はかかりません。）

コンビニで納めることができる税金・料金

個人町県民税（普通徴収）
軽自動車税
固定資産税
国民健康保険税（普通徴収）
上下水道料金

取り扱いコンビニエンスストア

ファミリーマート、セブン・イレブン、ローソン、ローソンストア100、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、コミュニティストア、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、セイコーマート、ハマナスクラブ、ハセガワストア、タイエー、セーブオン、MMK設置店

納付書の変更と納付方法

令和2年度発行分から町税、料金の納付書がバーコード入りのものになります。

コンビニ収納用のバーコードが印字されている納付書（納税通知書）をコンビニにお持ちになり、現金で納付してください。

コンビニで納めていただいた場合、町で収納確認ができるまでに3週間ほど要します。コンビニで納入後、すぐに「納税証明書」が必要な方は申請をされる際に、必ず領収証書をご持参ください。

令和元年度以前に発行しております納付書は、そのままご利用いただけます。（ただし、コンビニではご利用いただけませんので、役場、支所、金融機関窓口にて納付をお願いします。）

ご注意ください

次のような場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。

- ・納付書1枚当たりの金額が30万円を超えるもの
- ・納期限の過ぎた納付書
- ・バーコードが印字されていない納付書
- ・督促料や延滞金を記入するなど、金額を訂正した納付書
- ・汚損等により、バーコードが読み取れない納付書
- ・口座振替をご利用の方

スマホ決済収納開始について

令和2年4月より、コンビニ収納と同時にスマホ決済収納を開始します。納付書を金融機関やコンビニの窓口を持っていく必要はなくアプリを読み込むことによって、納付書のバーコードをスマートフォン等で読み取るだけで、24時間いつでも、どこでも手数料不要で納付することができます。

利用可能サービス

LINE Pay
Pay Pay

松川町普通財産売却処分一般競争入札結果(3月13日開札)

1.一般競争入札に付する売払物件の入札結果

物件 番号	所 在 地 番	地 目	地 積	建蔽率 容積率	落札価格
1	松川町生田 4830 番地 2 及び 4835 番地 5	宅地	2,858.29 m ² (864.63 坪)	松川町都市 計画区域外	1,570,000 円

本物件には、下記の既存建物が含まれるものとする。

[建物 No.1]

- ・所在地：松川町生田 4830 番地 2
- ・種類：住宅(旧教員住宅)
- ・構造：木造瓦葺平屋建
- ・床面積：47.62 m²(14.40 坪)
- ・建築時期：平成 4 年新築

[建物 No.2]

- ・所在地：松川町生田 4830 番地 2
- ・種類：住宅(旧教員住宅)
- ・構造：木造瓦葺平屋建
- ・床面積：60.45 m²(18.28 坪)
- ・建築時期：昭和 59 年新築
- ・付属建物：物置 木造平屋建 6.62 m²(2.00 坪)

[建物 No.3]

- ・所在地：松川町生田 4830 番地 2
- ・種類：住宅(旧教員住宅)
- ・構造：木造瓦葺平屋建
- ・床面積：60.45 m²(18.28 坪)
- ・建築時期：昭和 62 年新築
- ・付属建物：物置 木造平屋建 6.62 m²(2.00 坪)

～新型コロナウイルス感染症関連～
町内事業者への経済支援策について

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、町内事業所へも影響を及ぼしている事態となり、松川町商工会と連携して現状把握を行いました。その結果を踏まえて町の経済支援策を実施します。

また、今後も町内の状況を把握しながら、現状にあった対策を必要に応じて検討してまいります。

【支援策】

松川町商工業振興資金の拡充

- ①特別小口資金
- ②特別経営健全化資金

資金名	融資対象
特別小口資金	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、1ヶ月の売上が前年対比10%以上減少している小規模企業者※1 ・原則として6か月以上、商工会の経営指導を受けていること
特別経営健全化資金	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する者※2及び危機関連保証制度要綱（平成29.10.23中庁第1号）に定める危機関連保証を利用する者※3 ・原則として6か月以上商工会の経営指導を受けていること

資金名	資金使途	貸付限度	利子補給	実質金利	返済期間	信用保証
特別小口資金	運転資金 (新規借入のみ)	500万	3年間 全額町負担	1.8%⇒0% (3年間)	10年以内 (据置1年以内)	全額町負担
特別経営健全化資金	運転資金	1,000万	3年間 全額町負担	1.8%⇒0% (3年間)	10年以内 (据置1年以内)	全額町負担

※1 資本金の額又は出資金の総額が1,000万円未満で常時使用する従業員の数が20人以下の法人または個人

※2 以下のいずれにも該当する中小企業者が措置の対象となります。

申請者が、1年間以上継続して事業を行っていること。

指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※3 最近1か月の売上高等が前年同月と比べて15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が、前年同期と比べて15%以上減少することが見込まれること。

●新型コロナウイルスによる影響聞き取り状況

飲食業	17件
サービス業	5件
小売業	7件
工業	2件
建設業	0件
計	31件

●主な状況について抜粋

業種	状況
飲食業	1 20人以上の団体客のキャンセルがある 延べ80人位に 今後、自粛が長期化すれば3月の宴会売り上げがない為大きな損失は免れない
	2 今現在、キャンセルによる売上減124人位3月の予約も団体はない 個人の2~4・5人の顧客はあるもの稼ぎ時の3・4月の影響は大きい 資金繰りはかなり厳しい
	3 キャンセルは2団体位だが、3月の予約は前年に比べれば皆無状態 4月の所得税・消費税の納付が心配 無利子の借り入れがあれば利用したい
	4 お弁当のキャンセル30食 今後もありそう
	5 キャンセル150万~200万弱 個人客は多少入るので何とか回している これ以上の借り入れはできないので切盛りしているが、長期化すると心配
	6 夜の客140人程度の減。1.2か月ならなんとかなるが・・・
小売業	1 町内の飲食店がキャンセルによるビール、酒等の影響はある それに加え、自治会等の会議の後の飲食がない為飲み物の注文が減っている 飲食の自粛が長引けば資金繰りに困る
	2 コロナの影響で全体の消費が停滞している、衣料品も全く動かない状況
工業	1 原材料が入らず休業にする日がある
	2 今のところの影響はないが5月くらいからの影響が心配される ※全体的な影響はこれから出てくるであろう長期化すれば資金繰り等心配となる
建設業	※直接の影響はないが今後材料等の納入に心配がある